

年管管発0209第2号

令和6年2月9日

地方厚生局年金指導課長殿

地方厚生（支）局年金管理課長 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

（ 公 印 省 略 ）

令和6年能登半島地震による災害に伴い厚生年金保険料等の
納付が困難な事業所に対する猶予制度の取扱いについて

令和6年能登半島地震による災害に伴う厚生年金保険料等（以下「保険料等」という。）の納期限の延長等への対応については、令和6年1月12日付け年管発0112第1号「令和6年能登半島地震における厚生年金保険料等に関する納期限の延長について」により、地方厚生（支）局長あて通知したところであるが、令和6年能登半島地震により被災した事業所（以下「被災事業所」という。）に対する猶予制度の取扱いについては、別添のとおり日本年金機構事業管理部門担当理事あて通知したところである。

貴課においては、納付の猶予の適用について、被災事業所の心情等に十分配慮して慎重に対応するとともに、被災状況等を的確に把握した上で、法令等の規定に基づき丁寧に対応されたい。

年管管発0209第1号

令和6年2月9日

日本年金機構事業管理部門担当理事 殿

厚生労働省年金局事業管理課長

(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震による災害に伴い厚生年金保険料等の
納付が困難な事業所に対する猶予制度の取扱いについて

令和6年能登半島地震による災害に伴う厚生年金保険料等（以下「保険料等」という。）の納期限の延長等への対応については、令和6年1月12日付け年管発0112第1号「令和6年能登半島地震における厚生年金保険料等に関する納期限の延長について」により、日本年金機構理事長宛て通知したところであるが、令和6年能登半島地震により被災した事業所（以下「被災事業所」という。）に対する猶予制度の取扱いについては、下記のとおりであるので、被災事業所の心情等に十分配慮して慎重に対応するとともに、被災状況等を的確に把握した上で、法令等の規定に基づき丁寧に対応されたい。

記

1 猶予制度の基本的な考え方

被災事業所については、災害により相当な被害を受けた可能性があり、また、損失の程度等を証明することが必ずしも容易でないと考えられることから、法令が規定する納付の猶予の要件の該当性についての調査・確認は、被災状況等を十分に把握した上で妥当と認められる方法で行うなどして、以下の事項に沿って適切に納付の猶予を適用する。

なお、納期限が告示で定める期日まで延長された地域においては、延長された期間の末日（以下「指定延長期限」という。）が納期限となることに留意すること。

※ 期限延長と納付の猶予及び換価の猶予との関係

期限延長により納付等に関する期限も延長されることから、被災事業所について、令和6年1月1日より前に納付の猶予又は換価の猶予をしている場合

で、指定延長期限までに猶予期限が到来するときも、当該猶予期限が指定延長期限まで延長されることに留意する。

なお、国税通則法（以下「通則法」という。）第46条第1項の納付の猶予を適用した場合、同条第2項柱書後段（同項第1号）及び第7項による猶予期間の延長が認められれば、合計3年間の納付の猶予を適用でき、延滞金も全額免除となる。

2 通則法第46条第1項の適用（災害による納付の猶予）

(1) 猶予の申請期限

通則法第46条第1項の納付の猶予は、災害のやんだ日から2月以内に申請する必要がある。

なお、「災害のやんだ日」は被災事業所ごとに異なる場合もあり得ることから、申請者の被災の状況を斟酌し、「災害のやんだ日」を判断すること。

(2) 相当な損失を受けたかどうかの調査

通則法第46条第1項に規定する「財産につき相当な損失を受けた」ことの調査及び「被災の程度」の確認については、「厚生年金保険料等の納付の猶予取扱要領」のⅡ(2)に定める納付の猶予基準の特例及び申請書の記載内容により行うが、これに代えて、市町村が発行する罹災（被災）証明書に記載された内容又は当該申請者に対する聴き取りにより行うこととして差し支えない。

なお、当該申請者が申請時に、申請書の「相当な損失を受けたことの実情の詳細」欄及び「被災の状況」欄の記載ができない場合、又は罹災（被災）証明書を提出できない場合は、後日提出させることとして差し支えない。

(3) 納付の猶予をする期間

通則法第46条第1項の納付の猶予をする場合には、被災事業所からの特段の申出がある場合を除き、指定延長期限の翌日から1年間の納付の猶予を認めて差し支えない。

3 通則法第46条第2項の適用（通常の納付の猶予）

(1) 通則法第46条第1項の猶予との関係

被災事業所について、通則法第46条第1項の猶予が適用できない場合、又は同項の猶予期間内に完納することができなかつた場合は、通則法第46条第2項の猶予の適用を説明し、同項に該当する場合にはこれを適用する。

(2) 申請書の添付書類の取扱い

通則法第46条第2項による納付の猶予申請書を提出する場合には、次の書類を添付する必要があるが、ア及びイについて、被災事業所の状況により提出が困難と認められる場合は、添付に代えて、被災状況、納付困難との因果関係、収支の見込み等を十分聴取する。

また、税務署、都道府県、市区町村又は都道府県労働局等に提出された国税、地方税又は労働保険料等の猶予申請書（「一時に納付することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細」欄）や財産収支状況書等の写しを添付することにより、申請書の記載の一部や財産収支状況書等の添

付を省略できることとして差し支えない。

ア 猶予該当事実を証するに足りる書類（罹災証明書、医師による診断書、医療費の領収書、廃業届、商業登記簿の登記事項証明書、決算書等）

イ 財産収支状況書（猶予しようとする金額（未確定の延滞金を除く。）が100万円以上である場合は、財産目録及び収支の明細書）

(3) 担保の徴取

通則法第46条第2項による納付の猶予の適用を受ける場合には、同条第5項により、原則として、納付の猶予に係る保険料等の額に相当する担保を徴しなければならないが、被災事業所について保険料等を猶予する場合には、担保提供できることが明らかである場合を除き、同項ただし書の「担保を徴することができない特別の事情がある場合」に該当するものとして、担保を徴しないこととして差し支えない。

(4) 納付の猶予をする期間

通則法第46条第2項の納付の猶予をする場合には、被災事業所からの特段の申出がある場合を除き、1年間の納付の猶予を認めて差し支えない。猶予期間の始期は、原則として、納付の猶予申請書に記載された日とするが、特段の事情がない限り、災害が発生した日（令和6年1月1日）又は指定延長期限の翌日まで猶予の始期を遡及することとして差し支えない。

なお、猶予期間中の納付は、被災事業所の事業の復旧の見込み等から、分割納付が可能であることが明らかである場合を除き、猶予期間の終期に一括して納付することとして差し支えない。

また、被災事業所が猶予した期間内に猶予した金額を納付することができない場合には、納付資力が明らかに回復していると認められる場合を除き、通則法第46条第7項「納付することができないやむを得ない理由があると認める」ときに該当するものとして、1年間の延長を認めて差し支えない。

加えて、被災事業所について、通則法第46条第2項の猶予期間延長後の猶予期間内に完納することができなかつた場合は、徴収法第151条の適用を検討されたい。

(5) 差押えの解除

納付の猶予をした場合において、猶予に係る保険料等について既に差し押さえた財産があるときは、申請に基づき、差押えを解除することができることに留意すること。

4 換価の猶予から納付の猶予への変更

国税徴収法（以下「徴収法」という。）第151条又は徴収法第151条の2の換価の猶予を受けている被災事業所について、その猶予期間内に被害を受け、納付の猶予の要件に該当することとなったときは、その換価の猶予を取り消し、又はその猶予期間を短縮した上で、納付の猶予を適用するものとする。

5 換価の猶予の適用

(1) 納付についての誠実な意思

被災事業所から分割納付の申出があつた場合は、これまでの経緯等から納

付について誠実な意思を有すると認めることができない特段の事情がある場合を除き、原則として納付について誠実な意思を有するものと認めて差し支えない。

(2) 担保の徴取

原則として、換価の猶予に係る保険料等の額に相当する担保を徴しなければならないが、担保提供できることが明らかである場合を除き、徴収法第152条第3項又は第4項において準用する通則法第46条第5項ただし書の「担保を徴することができない特別の事情がある場合」に該当するものとして、担保を徴しないこととして差し支えない。

(3) 換価の猶予をする期間

換価の猶予をする期間については、短期間に納付できることが明らかであると認められる場合を除き、猶予することを判断した日（申請の換価の猶予の場合は申請書が提出された日（申請書提出日が納期限前の場合は納期限の翌日））から1年間として差し支えない。

なお、猶予した期間内に猶予に係る保険料等を納付することができない場合には、徴収法第152条第3項又は第4項において準用する通則法第46条第7項の規定により、その期間を延長することができる。この場合には、納付資力が明らかに回復していると認められる場合を除き、同項の「納付することができないやむを得ない理由があると認める」ときに該当するものとして、1年間の延長を認めて差し支えない。

(4) 差押えの解除

財産を差し押さえている被災事業所について換価の猶予をする場合において、必要があると認めるときは、被災事業所の事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがある財産の差押えを解除することができることに留意すること。

6 猶予期間中に新規滞納発生があった場合の対応

猶予期間中に新たな滞納が発生した場合において、被災事業所の納付資力等が猶予処理を行ったときとおおむね同様の状態と認められるときは、「やむを得ない理由があると認めるとき」に該当するものとして、猶予を継続するとともに、新たに滞納となった保険料等についても、猶予をすることを検討されたい。

7 延滞金の免除

被災事業所について、令和6年1月1日より前に納付の猶予又は換価の猶予をしている場合で、指定延長期限までに猶予期限が到来するときも、猶予期限の翌日から指定延長期限までの期間に対応する延滞金を免除するものとする。